

令和3年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 3)

項 目	回 答
1. 国土強靱化の推進	<p>■「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、都内の防災・減災対策が一層推進されるよう当初予算における特別枠での必要な予算を確保するとともに、確実に事業執行できるよう、施工時期・工期設定などに配慮した適切な発注をお願いしたい。適正な工期設定となるよう自治体への指導をお願いしたい。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため休日や準備期間等を考慮した適正な工期を設定することが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施しております。また、工事着手前に「設計審査会」において、工事工程クリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施することとしております。</p> <p>引き続き、適切な発注に努めるとともに、適正な工期設定について地方公共団体等へも働きかけてまいります。</p>
2. 働き方改革の推進	<p>(1) 工事書類の簡素化</p> <p>■働き方改革に着実かつ迅速に取り組むためには書類の簡素化が必要不可欠なため、提出書類の適正化及びさらなる簡素化に取り組んでいただきたい。</p> <p>関東地方整備局では、書類作成の負担軽減の取り組みとして、「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」について、貴協会をはじめとする関係機関にも意見照会の上、令和3年9月(17日)に改定を行いました。</p> <p>今回の改定では、「受発注者間での作成書類の役割分担の明確化」を主要なテーマとしており、併せて書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用等の追加や、名称に「電子」という言葉の追加も行ってまいります。これまでの「設計変更審査会」を「設計審査会」へ名称と運用を改定し、現場着手前の設計審査会で「協議資料作成等の受発注者間の役割分担」を明確にすることとしており、「作成書類の役割分担の明確化」を徹底してまいります。</p> <p>改定したマニュアルやスリム化ガイドについては、ホームページへ掲載するとともに、貴協会をはじめとする関係機関や関東地方整備局の監督職員、検査職員、発注担当職員等に対して周知徹底に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、貴協会のご意見も伺いながら工事書類の更なる簡素化に取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。</p>

令和3年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 3)

項 目	回 答
2. 働き方改革の推進	<p>(2) 週休2日の実現</p> <p>■2024年度から適用される時間外労働の上限規制をクリアするには、週休2日制の導入は不可欠なことから、全ての建設工事において、昨年中建審において作成・勧告された「工期に関する基準」を遵守した工期で発注されるよう指導を徹底していただきたい。</p> <p>関東地方整備局では、週休2日の実現に向けて、工事工程表の開示や工事工程のクリティカルパスの共有に取り組んでおります。また、より適切な工事工程、工期の設定に向けた取り組みとして、工事着手前の設計審査会において工事工程のクリティカルパスの共有や工事工程のクロスチェックの実施にも取り組んでおります。</p> <p>週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度には共通仮設費と現場管理費の補正率の引き上げを行い、令和3年度も継続しております。引き続き、適切な工事費の計上、工期の設定に努めてまいります。</p> <p>2024年度からの時間外労働の上限規制の適用も迫る中で、民間工事における適正な工期の確保については、重要な課題であると認識しており、週休2日の実現など、働き方改革を促進し、魅力ある建設業、将来の担い手確保につなげていくことが必要です。これらを実現するためには、受発注者で適切な工期による請負契約を締結していただくことが必要です。</p> <p>昨年(令和2年)10月に建設業法が改正され、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止(建設業法第19条の5)され、併せて、工期に関する基準が策定されたところであり、これらは民間発注者にも適用されますので、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>民間発注者に対しては、これまでも国土交通本省から民間発注者団体等に対して要請等(令和3年2月19日付け「適正な価格による工事発注について」)を行っております。また、関東地方整備局では、既に貴協会にも情報提供等をさせて頂いておりますが、民間発注者向けに、工期に関する内容も含め、発注時に留意頂きたい内容をまとめた資料を作成して、関東地方整備局のホームページに掲載するとともに、周知等を行っております。引き続き、国土交通本省とも連携して周知等を図ってまいります。</p> <p>なお、元請企業が短い工期で受注した場合は、下請企業にもしわ寄せが及ぶ可能性がありますので、貴協会におかれましては、適正な工期の見積り、協議等についても、引き続き、ご協力をお願い致します。</p>
3. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の対応について	<p>■令和5年度からの完全実施に向け、CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大をお願いするとともに、登録料や利用料、機器導入等の経費については発注者において負担していただきたい。</p> <p>関東地方整備局では、令和2年度から原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)を対象に「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事」の試行を29件公告(令和2年度12件、令和3年度17件)して取り組んでおります。</p> <p>また、「建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事」については、営繕工事で5件(令和2年度2件、令和3年度3件)、一般土木工事で管内6都県の建設業協会にご賛同いただいた直轄Cランク工事において8件(令和2年度4件、令和3年度4件)を公告して取り組んでおります。</p> <p>「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事」においては、カードリーダー設置費用及び現場利用料を精算変更時に積算計上するとともに、活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点(又は減点)することとしております。</p> <p>全工事を対象としたカードリーダー設置費用及び現場利用料の負担や工事成績評定での加点幅の拡大につきましては、全国的な内容になりますので頂いたご意見は本省に伝えてまいります。</p> <p>■A P I 連携認定システム情報が簡便に活用できるよう取組をお願いしたい。</p> <p>CCUSの普及・活用を進めるためには、CCUS導入のメリットをわかりやすく説明することが重要であると認識しております。</p> <p>これまでも、社会保険加入確認のCCUS活用の原則化、CCUSを活用した建退共事務の効率化などを周知してまいりましたが、これらに加えて、A P I 連携による施工管理の効率化についてもCCUS導入のメリットとしてP Rしてまいりたいと考えております。</p> <p>本日頂いた要望については、本省及び建設業振興基金にもお伝え致します。</p> <p>なお、CCUSのメリットをより高めるためには、多くの建設企業・建設労働者の方に登録してもらうことが必要ですので、協会の皆様におかれましては、引き続き、ご協力をお願い致します。</p>

令和3年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答 (3 / 3)

項 目	回 答
4. 建設DXの推進について	<p>■関東地方整備局では「関東DX・i-Construction人材育成センター」を設置しICT人材の育成に取り組んでいるが、建設企業向けの研修の拡大等さらなる人材育成を支援していただきたい。</p> <p>インフラ分野において、災害対応やインフラの老朽化対策の必要性が高まる一方、今後、深刻な人手不足が懸念されております。関東地方整備局では、急速なデジタル化や新たな働き方への転換などに対応するため、インフラ分野のDXを推進してまいります。令和2年度末には、関東地方整備局のBIM/CIM活用ロードマップを策定しました。ロードマップでは、令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共工事についてBIM/CIM原則適用を目指しております。</p> <p>今年度は、トンネル、ダム、橋梁、河川構造物(水門、樋門、樋管等)及びICT活用(土工量1万m³以上)の土工事などの大規模構造物等を対象とした業務・工事と、令和2年度までにBIM/CIMを活用した業務・工事をBIM/CIM活用の対象として、取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、令和3年4月21日には関東技術事務所に「関東DX・i-Construction人材育成センター」を、関東地方整備局18階に「関東DXルーム」をそれぞれ開所しました。</p> <p>「関東DX・i-Construction人材育成センター」では、インフラ分野のDX推進に向けた人材育成を目的として、発注者(地方公共団体含む)と受注者に対するBIM/CIM活用やICT施工普及促進、データ・デジタル技術の知識習熟等に関する講習・研修を実施しております。今後も、これらを活用し、建設企業を含めた人材育成に取り組んでまいります。</p> <p>■ICTツール等の導入に係るコストが中小会員企業にとって負担となっていることから、導入費用についても支援していただきたい。</p> <p>ICTツール等の導入に関する支援につきましては、現時点では、ICTツールの導入に役立つ補助金などがあり、適宜、関東地整HPで公開しております。</p>
5. カーボンニュートラル(CN)の取組みへの支援について	<p>■我々建設企業においてもCNに対し積極的に取り組んでいけるよう、国土交通省において指針を策定し、業界へ示していただきたい。</p> <p>国土交通省において、令和3年7月19日に「国土交通省グリーン社会実現推進本部」(本部長:国土交通大臣)が開催され、グリーン社会の実現に向けた重点プロジェクトをとりまとめた「国土交通グリーンチャレンジ」がとりまとめられたと承知しております。</p> <p>「国土交通グリーンチャレンジ」では、2050年の長期を見据えつつ、2030年度までの10年間に取り組む分野横断・官民連携のプロジェクト、政策パッケージについて、重点的に取り組む6つのプロジェクトを戦略的に実施することとなっております。</p> <p>建設業界がカーボンニュートラルに積極的に取り組むための指針の策定については、国土交通省グリーン社会実現推進本部の動向も踏まえつつ、本省との情報共有に努めてまいります。</p>